

## 令和2年度 モニタリングの実施について

### 1 令和元年度取組状況

#### (1) 的確な履行評価に基づく確実な履行の確保

「モニタリングのガイドライン」に基づき、区全体で510業務を対象に取り組んだ。

#### (2) 適正な労働環境の確保

役務の提供を主とした区の委託業務及び指定管理者による区立施設の管理運営について、適正な労働環境のもとでより区民に良質な公共サービスが安定的に提供されるよう、各所管課において労働環境法令遵守の徹底に取り組むとともに、6業務（指定管理：1、委託：5）を対象に社会保険労務士による労働環境モニタリング調査を実施した。

### 2 令和2年度実施方針

#### (1) 的確な履行評価に基づく確実な履行の確保

- ① 「モニタリングのガイドライン」に基づき、区全体で504業務（予定）において、業務等の実情に即した的確な評価に努める。
- ② 評価結果は、事業者との定期的な協議のツールとするなど、サービスの質の維持・向上に役立てるとともに、次回契約の仕様書の充実に活かしていく。

#### (2) 適正な労働環境の確保

区の委託業務及び指定管理者による区立施設の管理運営について、従事者の労働環境が労働関係法令に照らし、適正に確保されているか確認する。

- ① 各所管課において、労働関係法令遵守の徹底に取り組む。また、杉並区公契約条例の制定を踏まえ、労働関係法令遵守の確認に関する報告書の対象とする業務等について整理を行う。
- ② 社会保険労務士による労働環境モニタリング調査を、指定管理施設の保育園（高円寺北、荻窪北、堀ノ内東）、並びに業務委託の荻窪地域区民センター建物総合管理業務及び学童クラブ運営事業（高円寺学園、杉九）の6業務で実施する。

### 3 主なスケジュール

- |        |  |
|--------|--|
| 令和2年4月 | モニタリング実施方針決定（区ホームページで公表）   |
| 7月     | モニタリング前期（4～6月）履行評価実施   |
| 9月     | 令和元年度モニタリング実施結果報告（区ホームページで公表）<br>社会保険労務士による労働環境モニタリング調査の実施（～12月） |
| 11月    | モニタリング後期（8～10月）履行評価実施  |
| 令和3年3月 | 令和3年度モニタリング評価予定業務数把握   |